

日田市学校給食センター調理・配送・洗浄等業務

委託に係る公募型プロポーザル実施要領

日田市（以下「本市」という。）は、令和7年4月からの日田市学校給食センター給食調理・配送・洗浄等業務を実施するに当たり、専門技術と実績を有する民間事業者から、透明性及び公平性を確保しながら、「安心・安全でおいしい学校給食」を提供できる優れた事業者を公募型提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により募集及び選定するため、必要な事項を以下のとおり定める。

1 業務名

日田市学校給食センター調理・配送・洗浄等業務

2 目的

学校教育の一環として学校給食の意義を理解し、より安心・安全でおいしい給食の提供と食物アレルギー対応を行い、学校給食の質を維持できる優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
（準備期間は契約締結（仮）日から令和7年3月31日まで）

4 履行施設の概要

施設名	日田市学校給食センター
所在地	日田市大字友田1910-10
建築年度	平成12年度
建築構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
建築面積	敷地面積 4832.96㎡ 延べ床面積 2955.13㎡
施設設備	ドライシステム
調理	2献立制（小学校・中学校別）（各2～3品目/日調理） 米飯、副食調理
配食校数	小学校13校/中学校7校 / 県立日田支援学校1校
調理食数	1日 約4,900食
調理稼働日数	約205日/年

5 業務内容

具体的な業務内容は「日田市学校給食センター調理・配送・洗浄等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

6 応募資格

(1) 資格要件

応募事業者の応募資格要件は以下のとおりとする。

- ①法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財政能力を有しており、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ②文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づく、共同調理場方式による学校給食の受託実績を3年以上有していること。
- ③九州での1日5,000食以上の学校給食調理施設又は大量調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。また、食物アレルギー対応を行っている施設で現在も業務していること。
- ④契約時に①及び②に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができること。
- ⑤大分県・福岡県内又は日田市に本店又は支店・事業所等を有し、履行施設に1時間以内で到着可能な体制であること。
- ⑥現地見学に参加した事業者であること。(ただし、現在受託している事業者については任意参加とする)
- ⑦地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑧手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- ⑩民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑪本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日田市物品供給契約の指名競争入札参加資格審査要綱(平成14年告示第137号)第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑫本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

- ⑬暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- ⑭国税及び地方税その他の公課を滞納していないこと。
- ⑮九州地区において過去5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の行政処分を受けた者でないこと。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

7 事業者募集等のスケジュール

実施要領等の公表	令和6年8月1日
現地見学会	令和6年8月7日
実施要領等に関する質問の受付	令和6年8月7日～8月19日
実施要領等に関する質問の回答	令和6年8月22日
参加表明書及び提案書等の提出	令和6年8月22日～9月10日
第一次審査（書類審査）結果通知	令和6年9月17日
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年10月1日
審査結果通知	令和6年10月10日
契約締結（仮）	令和7年1月頃
業務開始準備	契約締結(仮)～令和7年3月31日

※受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

8 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本委託事業に関する実施要領等の資料は、市のホームページ（<https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/kyoikucho/gakkoukyuushoku/kyushoku/17012.html>）で公開する。必要があるときはダウンロードすること。

(2) 公表書類

- ①本実施要領
- ②日田市学校給食センター調理・配送・洗浄等業務委託仕様書

9 現地見学

具体的な業務内容等について事業者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために、次のとおり見学会を開催する。

(1) 日 時

令和6年8月7日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所

日田市大字友田1910-10 日田市学校給食センター

*洗浄室については、2階通路からの見学とする。

(3) 留意事項

- ①本業務の受託を希望する事業者は、令和6年8月5日(月)午後5時までに、現地見学参加申込書(様式第1号)により電子メールまたはFAXで日田市教育庁学校給食課(以下「学校給食課」という。)まで申し込むこと。

送信後に電話にて連絡すること。

電話番号 0973-23-5185 FAX番号 0973-23-5186

電子メール kyushokuc@city.hita.lg.jp

- ②参加人数は、1業者につき2名までとする。

ア 説明会では、原則として実施要領等は各自持参すること。

イ 現地見学会の参加にあたっては、人数分の細菌検査結果の原本またはコピー(7月中旬以降に実施したもの)を持参すること。

ウ 白衣・帽子・靴は各自用意すること。

10 実施要領等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールまたはFAXで学校給食課まで提出すること。

送信後に電話にて連絡をすること。

電話番号 0973-23-5185 FAX番号 0973-23-5186

電子メール kyushokuc@city.hita.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年8月7日(水) から8月19日(月) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

令和6年8月22日(木)に市のホームページにおいて、回答を公開する。

11 参加表明書及び提案書等の提出

(1) 提出期間

令和6年8月22日(木) から令和6年9月10日(火) 午後5時まで(必着)

※閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに直接持参すること

(必要書類の不足や提出書類に誤りがあった場合、提出期限までの間であれば追加提出や是正分との差し替えを認めるが、提出方法については直接持参とする)

(2) 提出書類

- ①参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第3号)

- ②会社等の概要調査表(様式第4号) ※パンフレット添付

下記アからキまでの書類を添付すること。(イからオについては直近2期分)

- ア 登記事項証明書（写可。提出書類の提出日直前の 3 ヶ月以内に発行されたもの。）
- イ 貸借対照表
- ウ 損益計算書
- エ 製造原価報告書
- オ 株主資本金等変動計算書（利益金処分計算書）
- カ 令和 6 年度の企業の業務実績（応募資格③の要件 大量調理業務の実績（5000食以上3年以上、学校給食調理業務の実績）がわかるもの（様式第5号）
- キ 最新の就業規則

③九州地区において過去5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第178号）による行政処分がないことの証明（任意様式）

④業務委託見積書（様式第6号）

（業務委託見積書には、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式6の付属様式）を添付すること。）

⑤納税証明書（写し可）

ア 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書

イ 大分県の県税（同県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について滞納がないことの証明書

ウ 日田市の市税（同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について滞納がないことの証明書

⑥損害賠償責任保険の加入状況（様式第7号）

⑦提案書

ア 学校給食に対する基本的な考え方（様式第8号の1）

イ 安全・衛生管理体制（様式第8号の2）

ウ 食物アレルギー対応（様式第8号の3）

エ 危機管理（様式第8号の4）

オ 食育の推進（様式第8号の5）

カ 業務実施体制、教育・研修体制（様式第8号の6）

⑧役員等調書及び照会承諾書（様式第9号）

⑨配置予定調理業務責任者（様式第10号）

⑩会社独自の衛生管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル

※様式のないものは、任意の様式とする。

（3）提案書の作成要領

正本：A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「事業名：日田市学校給食センター調理・配送・洗浄等業務委託」の題名に「商号または名称等」を記載し、前号①参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第3号）を1ページとして、前号①から⑩（⑧を除く）までを綴じること。

また、前号⑧役員等調書及び照会承諾書（様式第9号）は、ファイルとは別に提出すること。

副本：A4判フラットファイルに前号⑦を綴じること。

- ①書式：A4判・たて形・横書き・片面・左綴じで作成し、文字は注記等を除き、10ポイント以上の大きさを記述すること。
- ②添付及び参考資料については、A4以上の場合は、A4サイズに折り込んで提出すること。
- ③見積書に記載する委託料の金額は、5年間の総額が下記の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内であること。

施設名	金額
日田市学校給食センター	710,710千円（消費税込）

（4）無効となる書類

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③予定価格を超えているもの。
- ④記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ⑤記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

（5）提出部数正本1部・副本12部

ただし、会社等の概要に係る書類アからオまでの書類については正本とは、別綴として1部提出すること。

（6）提出先

日田市大字友田1910-10 日田市学校給食センター（日田市学校給食課）

（7）提出方法

直接持参すること。（郵送による提出は認めません。）

12 選定・決定方法

（1）第一次審査

資格審査

- ①参加表明書等の提出書類に基づき、応募資格要件について審査する。
- ②参加資格を確認し、審査結果については、令和6年9月17日（火）付け、電子メールにより通知する。
- ③参加辞退届
参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式11号）を提出すること。

④書類審査

書類により日田市の求める基準に達しているか審査する。

		評価項目	配点	
1	業務実績	学校給食調理業務受託実績	参加資格要件にある過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)において、学校給食の調理業務で1日当たり5,000食以上の受託実績の件数	100
2	価格審査	提案見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・上限を超えていないか ・異常に少額である等適正な履行に支障はないか ・仕様内容及び提案内容と矛盾はないか ・本業務を行う上で最小の経費となっているか 	250
3	企業審査	配置予定調理業務責任者	円滑に業務を遂行できる業務責任者であるか	50
4		地域加算	<ul style="list-style-type: none"> ・日田市内に本店・支店・営業所等がある ・受託した場合、日田市内に本店・支店・営業所等を置く 	50

(2) 第二次審査

①本プロポーザルの審査は、日田市学校給食調理・配送・洗浄等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

②審査は、提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて実施する。

③日時

令和6年10月1日(火) 時間等は第一次審査結果通知文書に記載。

④実施場所

日田市上城内町2-6 日田市複合文化施設A O S E

⑤提案時間

20分以内(選定委員からの質疑応答時間は別途15分)

⑥説明者

3名以内

⑦審査項目及び配点については下表のとおりとする。

審査番号		審査項目	配点
1	学校給食に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の一環として行われる学校給食への理解度 ・本市との協力関係構築に向けた取組みの考え 	10

2	安全・衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・異物混入や食中毒を防止する体制づくり ・マニュアルの策定や取組みなど ・施設、設備の安全かつ衛生的な管理運営体制づくり ・業務従事者に対する作業環境や安全への配慮・指導 ・業務従事者への健康管理 ・熱中症対策 	20
3	食物アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーに対する取組 	15
4	危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応 ・損害賠償責任が生じた際の対応・準備 ・安全運転管理体制 	15
5	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進に向けた協力・取組姿勢 ・学校教育への協力など、学校との連携に向けた取組姿勢 ・地産地消拡充のための学校との協力姿勢 	10
6	業務実施体制 教育・研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の地元採用計画 ・契約締結（仮）から給食開始までの業務従事者研修計画、体制 ・安全かつ確実に業務を遂行するための人員配置 ・日常業務における従業員の休暇等による欠員時の代替者確保や人員配置体制 ・欠員発生時の補充など、応援体制の構築 ・業務を円滑に行うための調理技術や衛生管理等業務従事者への研修 	15

⑧選定については、書類審査の評価点に各委員の評価点の合計を加算し順位をつけ、最高得点を獲得した者を最終業務委託候補者（以下「最終候補者」という。）とする。

⑨最終候補者が複数となる場合は、審査番号2・6の合計点数が高い者から順位付けを行う。

⑩応募事業者が1事業者の場合でも審査を行い、選定委員会により適切な事業者と判断した場合は、最終候補者とする。

⑪本市は、選定委員会の審査結果を踏まえた最終候補者を決裁等の手続きを経て、委託事業者として決定する。決定した委託事業者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約するものとする。ただし、選定委員会が適切でないと判断した場合はこの限りでない。

※準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは市で準備。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

1.3 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書等の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者からの提出書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、本市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

①提出書類については、変更できないものとし、返却しないこととする。

②提出書類は、必要に応じ複写することがある。

③提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、日田市情報公開条例(平成12年条例第3号)に基づき、原則として全部公開する。なお、同条例第7条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがある。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定する。

(5) その他

①市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

②本実施要領に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

③市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

④参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

ア 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

ク 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ⑤提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、すでに最終候補者に選定され契約を締結した後でも、本契約を破棄することができることとする。
- ⑥本業務の再委託は認めないものとする。
- ⑦本要領に定めのない事項について、協議の上決定する。
- ⑧提案書によって、提案した調理業務責任者は、原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、市に同等以上の調理業務責任者であることとの了解を得なければならない。

14 審査結果通知第二次審査結果については、令和6年10月10日（木）に応募事業者に対し文書にて通知するとともに市のホームページに掲載する。なお、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外のものは事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

15 事務局 日田市教育庁 学校給食課（岩下・田代）

〒877-0078

日田市大字友田1910-10 日田市学校給食センター内

TEL：0973-23-5185 FAX：0973-23-5186

電子メール kyushokuc@city.hita.lg.jp